

第 29 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 23 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	西田	三郎		
農業委員	1 番	高田	真盛	2 番	牛野 進一郎
	4 番	砂坂	浩一郎	5 番	小山 幸良
	6 番	寺内	秀昭	8 番	古市 道則
	9 番	中畠	一三	1 0 番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	片板	大作	二.	原田	晃生
ホ.	小脇	尚武			

4. 欠席委員

農業委員	3 番	久保田	力雄	7 番	河野 律雄
農地利用最適化推進委員（順不同）					
ヘ.	中園	廣行	ト.	中峯	哲義
チ.	雨田	俊孝			

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 29 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第 5 号 令和 3 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について
（承認第 1 号）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹
農地集積支援員 牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員、7番 河野律雄委員。
農地利用最適化推進委員の中園廣行推進委員、中峯哲義推進委員、雨田俊孝推進委員です。
事務局の日高が欠席をしております。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第29回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 砂坂浩一郎委員、5番 小山幸良委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第29号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
なお、農地中間管理権の整理番号19番及び20番において、10番委員が議事参与の制限に該当しますので、10番委員の退席をお願いいたします。
(10番委員、退席)
- 議長 長 それでは、事務局より議案第1号 農地中間管理権の整理番号19番及び20番の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料は、2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和4年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画(案)で、賃借権3件・農地中間管理権23件、所有権移転が1件となっております。
それでは農地中間管理権の整理番号19番及び20番について説明いたします。
資料は、14ページをお開きください。
農地中間管理事業による利用権の設定について、整理番号19番は、〇〇××番地 A・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●m²、水稻を耕作します。賃借料は2筆で〇〇円、期間は5年です。

図面は 40 ページに添付しております。

資料、15 ページをお開きください。

整理番号 20 番は、鹿児島市〇〇××番地 C・50 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外 12 筆、地目は田、面積は 13 筆合計で●●m²、水稻を耕作します。賃借料は 13 筆で〇〇円、期間は 10 年です。

図面は 41 ページに添付しております。

農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号 農地中間管理権 整理番号 19 番及び 20 番の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、11 番委員。
11 番委員 整理番号 20 番、合計で 13 筆というのがあるんですが、資料では 12 筆
となっています。

事務局 はい。記載のとおり 13 筆です。

議長 他にございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第 1 号 農地中間管理権 整理番号 19 番
及び 20 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定し
ます。

議案第 1 号 農地中間管理権 整理番号 19 番及び 20 番については、原
案のとおり決定いたしました。

10 番委員の入場を求めます。

（10 番委員、着席）

議長 議事を進行します。議案第 1 号残りの案件の説明をお願いいたします。
事務局。

事務局 資料の 3 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日
が令和 4 年 12 月 28 日とするもので、始期を令和 5 年 1 月 1 日、終期を
令和 9 年 12 月 31 日とするもので、期間は 5 年で、畑が●●m²の 3 件で

す。

資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 D・65歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Eで、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、一部が山林となっていることから登記簿面積●●㎡の内、耕作可能面積●●㎡、同字××番、地目は畑で、面積は●●㎡の2筆で合計面積が●●㎡。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で口座振込みとなっております。期間が5年の再設定です。図面は5ページから6ページに添付しております。

整理番号2番。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は、整理番号1番と同じで、土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、この土地についても一部山林となっていることから、登記簿面積●●㎡の内、山林部分を除いた●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で口座振込みとなっております。期間が5年の新規設定です。図面は7ページに添付しております。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 F・67歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Gで、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、この土地についても一部山林となっていることから、登記簿面積●●㎡の内、●●㎡となります。牧草を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で口座振込みとなっております。期間が5年の新規設定です。図面は8ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画(案)の内、賃借権3件についての説明を終わります。

事務局

続いて農地中間管理権の設定について、説明をします。

資料は、9ページをお開きください。

公告年月日は令和4年12月28日、期間は令和4年12月31日から令和9年12月30日までの5年間で11件と、令和4年12月31日から令和14年12月30日までの10年間で12件です。面積が合計で●●㎡となっております。

資料は、10ページをお開きください。

整理番号1番は、鹿児島市〇〇×× H・68歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Iが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番外2筆、地目は田、面積は3筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。

図面は17ページに添付しております。

整理番号2番は、薩摩川内市〇〇××番地 J・79歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Kが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●m²、水稻を耕作します。権利は使用貸借で、期間は5年です。

図面は18ページに添付しております。

整理番号3番は、鹿児島市〇〇××番地 L・47歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●m²、水稻を耕作します。権利は使用貸借で、期間は5年です。

図面は19ページに添付しております。

整理番号4番は、大阪府摂津市〇〇××番 N・94歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Oが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●m²、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。

図面は20ページに添付しております。

資料11ページをお開きください。

整理番号5番は、4番と同じく、N・94歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Pが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m²、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。

図面は21ページに添付しております。

整理番号6番は、5番と同じく、N・94歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Qが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●m²、牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。

図面は21ページに添付しております。

整理番号7番は、大阪府八尾市〇〇××番 R・69歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Sが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●m²、水稻を耕作します。賃借料は2筆で〇〇円、期間は5年です。図面は22ページに添付しております。

整理番号8番は、〇〇××番地 T・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Uが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●m²、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。

図面は23、24ページに添付しております。

資料は12ページをお開きください。

整理番号9番は、〇〇××番地 V・77歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Wが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地

目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。使用貸借で、期間は5年です。

図面は25ページに添付しております。

整理番号10番、11番、12番、13番は、千葉県松戸市○○××番地 X・89歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Y、Z、Q、aが耕作者です。

10番の土地の所在は○○字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。

11番の土地の所在は○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、牧草を耕作します。

12番の土地の所在は○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、牧草を耕作します。

資料は12ページをお開きください。

13番の土地の所在は○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、さとうきびを耕作します。

賃借料はすべて10アール当り〇万円で、期間は10年です。

図面は26ページから28ページに添付しております。

整理番号14番は、○○××番地 b・96歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、cが耕作者です。土地の所在は○○字△△××番外6筆、地目は田及び畑、面積は7筆合計で●●㎡、畑にさとうきびと田に水稻を耕作します。賃借料は7筆合計で〇〇円、期間は10年です。

図面は29ページから12ページに添付しております。

整理番号15番、16番、17番は、南種子町○○××番地 d・82歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、e、K、fが耕作者です。

15番の土地の所在は○○字△△××番外3筆、地目は田、面積は4筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。

資料は14ページをお開きください。

16番の土地の所在は○○字△△××番外4筆、地目は田、面積は5筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。

17番の土地の所在は○○字△△××番外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。

賃借料は15番と16番が10アール当り〇万円、17番は2筆で粳〇〇kgの現物渡しです。期間は15番、16番、17番とも10年です。

図面は33ページから38ページに添付しております。

整理番号18番は、○○××番地 g・100歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、hが耕作者です。土地の所在は○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。

図面は39ページに添付しております。

資料は 15 ページをお開きください。

整理番号 21 番は、〇〇××番地 i・79 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、j が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は粃〇〇kgの現物渡しで、期間は 10 年です。

図面は 42 ページに添付しております。

整理番号 22 番は、〇〇××番地 k・74 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、c が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番外 1 筆、地目は畑、面積は 2 筆合計で●●㎡、サトウキビを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で、期間は 5 年です。

図面は 43 ページに添付しております。

資料は 16 ページです。

整理番号 23 番は、鹿児島市〇〇××番地 l・93 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、j が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番外 4 筆、地目は田、面積は 5 筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で、期間は 10 年です。

図面は 42 ページに添付しております。

資料は 44 ページをお開きください。

農地売買等事業による所有権移転についてです。

譲渡人は、〇〇××番地 m・59 歳で、譲受人は、鹿児島市名山町 4 番 3 号 公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。土地の所在は〇〇字△△××番外 1 筆、地目は田、面積は 2 筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。売買金額は、2 筆合計で〇〇円です。

資料 45 ページは、公社へ提出した計画書です。

所有権の移転時期、対価の支払期限、引渡しの時期が記入してありませんが、予定としては来月、1 月 13 日です。

図面は 46 ページに添付しております。

この件について、今回の公社の買い入れが完了すれば、次は公社からの売り渡しの手続きに入ります。売り渡しは〇〇△△の Y さんが購入予定となっています。売り渡し時期については、来年 7 月ごろを予定しています。

賃借権及び農地中間管理権、所有権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号残りの案件の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
11 番委員

はい、11 番委員。

資料 4 ページの整理番号 1 番と 2 番、一部山林化しているということですが、それを除いて耕作できる面積がそれぞれ出ております。この耕作できる面積の確定はどのような方法で確定したのでしょうか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

はい。一部は利用権を受ける者からの申出書によるものなんですけど、こちらの方でも地図システムで面積の確認ができますので、その面積によって申請しております。

議 長
11 番委員
事 務 局

よろしいでしょうか。

少し分からなかったのですが、本人の申請面積だということですか。

11 番委員
事 務 局

はい。

では、本人がどのように確定したかは確認していないと。

先ほど申しましたように、こちらも地図システムの航空写真等である程度面積の確認はできますので、確認はこちらでも行っております。

11 番委員
議 長

分かりました。

他にございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
11 番委員

はい、11 番委員。

もう 1 件。中間管理機構の案件、この中で、〇〇地区の△△とか△△とかかなり出てきたんですが、現在〇〇地区は構造改善事業が進捗中ですが、これとの関連は考えなくてもよろしいのでしょうか。支障はないのでしょうか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

工事が済んで登記が済むまでは、今の登記の面積で行こうということで、〇〇地域で話が出ております。なので、登記が終わるまでは登記面積で行くということです。

11 番委員

実際に工事が進んでいくと場所が変わったり、ここは工事負担は全然無いんですか。

事 務 局
11 番委員

工事負担は無かったと思います。

分かりました。

(挙手あり)

事 務 局
議 長
事 務 局

議長、よろしいでしょうか。

はい。

この件に関しましては、当初の工事が発生した時から元々は総合農政課が担当した案件であって、地域振興公社との間で色々話し合いがなされましたけれども、結果的にどういう形であるかという結論が出なくてとりあえずの間は現在の面積でやりましょうということで、双方の協議した結果でこういう形になっております。

議 長 はい。この件について、〇〇地区担当のハ推進委員から何か言うことありますか。

ハ推進委員 特にはないですけど、どのように推移していくかというところにはそれぞれ換地されます、換地の場合にも、それぞれの面積を割り当てますから、よろしいのではないかと思います。

議 長 11 番委員、よろしいですか。

11 番委員 はい。

議 長 他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号残りの案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：n、譲受人：o を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料の 47 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めらるもので、所有権の移転が 1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、千葉県松戸市〇〇××番地 n。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 o です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、48 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 49 ページから添付しています。

以上 1 件につきましては、12 月 12 日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番、9 番委員。

9 番委員 皆さん、お疲れ様です。私の方から説明いたします。nさんとoさんについては、30年以上賃貸借を取り交わしていて、その前は原野ということで、oさんの義理の親父と2人で開墾いたしまして、現状の土地に至っているということです。本人も郷土ということで全然耕作ができないということでありまして、現在は水稻の育苗ハウス、それと野菜等を作っており

まして、十分な管理が行き届いているんじゃないかなと思っております。しかしながら現地調査に行った方は分かったと思うんですけど、色々問題がありまして、現状がごった返しているんじゃないかなと思います。その中で担当委員の方々が室内検討をしたと思いますが、皆様方にご審議をいただいて、本件が了承されますようによろしくお願いいたします。簡単ですが説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：p・q、譲受人：rを議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。
資料の55ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

整理番号1番・2番については関連があるため合わせて説明させていただきます。

いずれも譲受人が、東京都調布市〇〇××番地 r 理事長 s。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 pと、南種子町〇〇××番地 qです。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外7筆。

地積合計は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

資金は、土地取得費〇〇円、補償費〇〇円で、令和4年事業年度予算となっています。

転用目的としましては、保安用地です。

転用事由の詳細としまして、「人工衛星等の打ち上げ作業及び各種試験、CFT試験作業時の保安用地として使用する」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

「近隣及び周辺の耕作地に迷惑をかけないように草刈り作業を年2回（耕作時期前）に実施する。」とのことです。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当し、所有権移転によ

るものです。

参考資料は56ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、12月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番・2番、9番委員。

9番委員 それでは説明します。1番のpさんの土地でございますけど、畑については綺麗に管理しておりますが、水田については10何年耕作をしていないので原野化しております。

2番のqさんの土地につきましても、畑・田んぼについては、管理が行き届くというよりかは、年齢的にも自分たちも年を取ったということで、荒れてきているということでした。資料59ページをご覧になれば分かるように、射点から3km圏内の制限区域に在り、自分たちの年齢的なこともあって、今のうちに子供たちに土地を残さないようにしたいということで、今回譲渡したいということでした。

皆さんのご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、〇〇△△地内16筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の72ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてであります。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 t。

土地の所在は南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●m²。ほ

か畑が15筆で、計16筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として74ページから図面を添付しております。

この16筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、12月12日の現地調査におきまして、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 承認第1号 令和3年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者：税務課長 uを議題にします。

事務局 それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料78ページをお開きください。

承認第1号は、令和3年度地籍調査事業に伴う地目の変更について承認審査を求めるもので、調査地区は、南種子町大字茎永の一部で、資料に記載してあります小字11ヶ所の範囲です。

参考資料として80ページに集計結果を添付しています。

令和3年度地籍調査事業における農地に関する調査筆数が合計234筆、調査前の田の筆数が97筆、調査後が3筆、調査前の畑の筆数が98筆、調査後が2筆となります。

異動事由としましては、地目変更が127筆、一部変更が1筆、合筆増加が17筆、分筆登記が8筆、現地確認不能が22筆、合筆閉鎖が58筆、不存在地が1筆となっております。当委員会により承認された後、税務課へ回答し、閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 長 はい、11番委員。
11番委員 79ページの税務課長から農業委員会会長に対する文書ですが、関係法令

が全然出てきておりません。普通こういう文書の場合には、〇〇法〇〇に基づき、次のように変更するとかというような条文があってよろしいのではないかと思います。これをひとつ税務課長と協議してですね、そういう形にした方が良くないかというふうに感じました。

事務局 はい。一応国土調査法に基づく変更ではあるんですけど、第何条第何項についてとは記載がされておられませんので、次回照会の際にはその旨を税務課長に伝え、こちらの方から記載を付け加えるようお願いしたいと思います。以上です。

11番委員 分かりました。

議長 はい。他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号(承認第1号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
全員賛成のようですので、原案のとおり承認します。

議案第5号(承認第1号)については、原案のとおり承認されました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。